

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成28年3月15日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	3
質疑（山崎雅数委員）	
議案第20号及び議案第23号の審査-----	17
質疑（山崎雅数委員）	
議案第44号の審査-----	19
補足説明（消防長）	
質疑（山崎雅数委員）	
議案第47号の審査-----	20
質疑（山崎雅数委員）	
議案第25号の審査-----	20
質疑（山崎雅数委員）	
議案第4号の審査-----	21
質疑（山崎雅数委員）	
議案第33号の審査-----	21
質疑（山崎雅数委員）	
議案第21号の審査-----	24
補足説明（市長公室長）	
質疑（山崎雅数委員）	
議案第26号の審査-----	26
質疑（山崎雅数委員）	
議案第28号の審査-----	27
質疑（渡辺慎吾委員、野口博委員）	
議案第29号所管分の審査-----	31
補足説明（市長公室長）	
質疑（野口博委員）	
議案第30号の審査-----	35
議案第31号の審査-----	35
質疑（野口博委員）	

議案第 3 2 号の審査	35
採決	37
所管事項に関する事務調査について	37
散会の宣告	38

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年3月15日(火) 午前9時58分 開会
午後2時12分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 山崎雅数 委員 福住礼子
委員 渡辺慎吾 委員 野口 博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
同室参事兼人事課長 大橋徹之 同室参事兼秘書課長 門川好博
広報課長 荒井陽子 政策推進課長 川西浩司 同課参事 上田和生
人権女性政策課長 船寺順治
総務部長 杉本正彦 同部次長兼市民税課長 和田 元
同部参事兼市史編さん室長 東角泰典 総務課長 松方和彦
防災管財課長 西川 聡 財政課長 石原幸一郎 情報政策課長 楨納 縁
同課参事 妹尾紀子 固定資産税課長 中西利之 納税課長 岩見賢一郎
工事検査室長 宮木茂実 会計管理者兼会計室長 牛渡長子
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 井口久和
同局次長 山下 聡
消防長 樋上繁昭 消防本部次長兼消防署長 明原 修
同部参事兼総務課長 橋本雅昭 同課参事 大坪孝志 予防課長 松田俊也
警備課長 木下正雄 同課参事 幸田英基 警防第1課長 納家浩二
同課参事 林 州次 警防第2課長 萩原秀夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 田村信也

1. 審査案件（審査順）

- 議案第 1 号 平成 28 年度摂津市一般会計予算所管分
 - 議案第 9 号 平成 27 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分
 - 議案第 20 号 摂津市行政不服審査会条例制定の件
 - 議案第 23 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
 - 議案第 44 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議案第 47 号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議案第 25 号 摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議案第 4 号 平成 28 年度摂津市財産区財産特別会計予算
 - 議案第 33 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議案第 21 号 摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件
 - 議案第 26 号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
 - 議案第 28 号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議案第 29 号 一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
 - 議案第 30 号 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議案第 31 号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議案第 32 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 所管事項に関する事務調査について

(午前9時58分 開会)

○三好義治委員長 おはようございます。ただいまから、総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑を続けます。

山崎委員。

○山崎雅数委員 それでは私のほうからも幾つか質問させていただきたいと思えます。

補正予算で繰り越しがあって当初予算へということの流れもあるので、補正予算のほうから質問させてもらいたいと思うんですが、まず補正予算書6ページの情報化推進事業で約7,000万円の繰り越しで、地方債が7ページ、情報セキュリティ強化対策事業で起こされます。歳入のほうは25ページで1,170万円の歳入というふうになってますけれども、歳出のほうでは30ページの新システム移行対応委託料ということになるかと思いますが、27年度当初予算の電子計算費で1億650万円に今回プラス約6,000万円というふうになるんだと思うんですけれども、こういったセキュリティ、電算のシステムがどういう状況かお聞きしたいと思います。

先日の福住委員の質問で、国の補正でセキュリティ強化の3点の改修がプラスされるということはお聞きしました。コンピューター関係は専門家の方々が市役所にも張りついてもらって、大変な仕事というのはわかりますけれども、多額の補正だと思います。もう少し、これだけかかるというのを納得させていただければと思いま

す。

次に、8ページの消防防災施設共同整備事業で、限度額引き上げで8,650万円余りの起債ですけれども、歳出は28年度予算の162ページで、指令センター共同運用等負担金がこの一部になると思うんですけれども、これは補正予算書65ページの指令センター共同運用等負担金の約6,500万円が減ったことによるというふうにお聞きしました。

これは国からの補助金が吹田市を通して案分されるものが来なくなったというふうにお聞きしましたけれども、ではなぜこの国からの補助というのが認められなかったのかをお聞きしたいと思います。

次に、18ページの臨時福祉給付金給付事業費補助金ですけれども、不用額が出ています。歳出の44ページには給付金のほうもあるんですけれども、約481万円が不用となるんですが、当初予算の2%程度ですけれども、これらは、公室長は補足説明で精査をされたというふうに説明をされましたけれども、福住委員への答弁では、申請率は最終75%ぐらいになるというふうにもお聞きしました。

給付要件のある方で受け取れていない状況が含まれるということであるならば、やはり問題だと思いますし、消費税の増税がこの給付の根拠ですから、受け取られない市民は増税の負担ばかりかかることとなります。その点でのお考えをお聞きしたいと思います。

臨時福祉給付金給付事務費補助金ですけれども、役務費が大きく減っておりますが、これは必要だったのではないかとか、人を配置せずに担当職員に苦勞をさせたということになっていないかどうか。必要な人員というのはきちんと配置すべき

だと思いますけれども、不用額になってきた状況をお聞かせいただきたいと思いません。

それから、補正予算の歳出と28年度当初予算のほう両方合わせてなんですけれども、補正で32ページ、財政調整基金積立金で約2億6,130万円の増額です。74ページの元金償還金は減額補正です。返済の不用額ができるということなのか、どういうことなのかもお聞きしたいと思うんですが、28年度の当初予算で60ページの臨時財政対策債の借換債で約1億5,400万円です。基金のほうの予算84ページは、財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金、減債基金積立金、当初予算では3つ合わせて700万円程度なんですけれども、年度末までこのままで行かない、積み上がっていくというのが去年の状況ですね。補正で27年度3つ合わせて70億円になるわけですね。この辺の基金の積み立てと債務の振り分けというか、やりくりがどうなっているのか、説明していただけないかと思えます。

また、最後の当初予算の194ページで、公債費の利子償還金が昨年比で5,800万円減額というような形です。こういったのもあわせて、やりくりですね、どういふふうにご考慮されるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

当初予算書の54ページ、滞納処分費があります。今回、この後審議されますけれども税制改正で徴税の猶予というのができますけれども、こういった部分で市民負担、延滞金とか滞納処分の状況が変わってくるのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから歳出のほうで、総務管理費、まず、申請書、書式、こういった文書の管理

は総務課の業務だと思うんですけども、このマイナンバー取り扱いについて伺いたいと思うんですが、12月の議会でマイナンバーについての文書への書き込みですか、そういった取り扱いの仕分けはされました。生活保護とかでも一応きくという形になってるわけですけども、このマイナンバーそのものの取り扱いは基本的に任意ということで、これからの書類にマイナンバーを書き込まなくても受領を拒むということはできないと。任意だという話にもなっておるんですけども、税関係で法人がやる場合は、住所なんかと同じように不備になるという可能性もあるというようなことで、マイナンバーを出さないと解雇するみたいな話もあるらしいんですけども、こういったところでマイナンバー、は不要なものというか、どうしても必要だということでない限りは、マイナンバーを預かったら生活保護であろうと、いろんな部署であろうと、なくしたりとか、それこそどこかへ漏れたとかいうことになると、責任を問われ、罰則もあるわけですから、要らないマイナンバーは預からないというのが一番いいと思うんですけども、こういったところで不要な要求をしないとかいふような、取り扱いについての注意だとかそういうことはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、総務管理費で契約事務、入札関係について聞きたいと思うんですが、これまで予定価格を公表するとかしないとか、最低価格を公表しないとかいふような形で、いろんな入札の形というのはこれまで改善というか、工夫をされてきたんだと思うんですけども、これからまた設計文書だけで予定価格を全然出さずにやってもいいのではないかというような話も聞いた

りもしておりますけれども、どういうふうに進めておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

公平性と競争原理という、それから市内業者の育成とか、いろんなことを両立させる、調整するというのは大変なことやと思うんですけれども、そういったものがどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。談合とか不適切な行為がないかどうかということが、もしわかるようでしたらお願いします。

それで、我々は行政と民間ですとか、下請、2次下請、3次下請になってくると、非常に低賃金で公の仕事をしていると。公がワーキングプアをつくっているのではないとかいうような話もあるんですけども、そういったことも含めて。それから業者と行政との信頼関係を高めていくということでも、きちんとこういった契約のルール、公契約条例というのをつくっていくべきではないかと考えるんですが、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、50ページの土地売却収入です。これの内訳をお聞かせいただきたいと思います。売却価格に影響があってもいけないと思いますので、金額は結構ですが、補正予算書22ページの補正での減額分も入っていると思うんですけれども、それからあとデイハウスましたとの関係で第1集会所が建て替えというところでの売却もあるのではないかと考えているんですが、内訳をお聞かせいただきたいと思います。

それから、集会所について、ことしいろんな利用状況等とか施設の見直しを進められるということで、ここで売却方針だということを決めて、年度内にうまくいくか

ら売ってしまうとかいうような話がもし出てくるとかいうような見通しがあるのかどうかもお聞かせいただきたいと思います。

それから、72ページの財産管理費、集会所の統廃合についてですけれども、使用頻度が低いとかいうことであっても、委員の質問にもあったように、災害時のときの地域の減災の拠点としても働くという面もありますし、集会所新設の要望などもたくさんあるかと思っています。さっき言ったデイハウスましたの移転では阪急住宅自治会の管理という話ですけども、三島荘自治会でも集会所として同じような形で使えないとかいうような要望もあるかと聞いております。ふやすべきところもあるのではないかとこのころで、まず集会所の管理についてですけども、削減ありきで進めるべきではないと我々は考えております。前回のお答えでも、委員のお答えでも総合計画にあるように福祉の増進に寄与するというような話もされておりました。集会所統廃合についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

次に74ページの旧味舌小学校木造校舎解体実施設計業務委託料ですけども、正雀保育所の民営化、建て替えも延びるんだと思うんですが、解体方針となったことは理解しておりますけれども、福住委員が言われたように、昭和の木造建築ということでは残念だと思いますが、保育所用地の建て替え用地ということでしたから、解体も急ぐ必要はないのかと思うんですが、先送りをする中で今年度の経費の節減ということにもつながるのではないかと思いますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に92ページの選挙費ですけれども、前回の委員会の中では、投票所削減云々ということについては余り触れられませんでしたが、18歳以上に選挙権が付与され、投票率をどう高めるかというようなこと、詳しくお聞かせいただきたいと思うんですが、期日前投票所はふやしましたけれども、先日の答弁では時間を延ばすというお考えもないということも聞いておりますが、少なくとも整備を進めていく中で、投票所はこれ以上減らすべきではないと考えておるんですけれども、減らすような方向があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

次に156ページの住宅管理費、市営住宅等管理業務委託料の指定管理料、これが当初予算で1,900万円というのは前年度と同額なんですけど、26年決算では、ほかのものも入ってるのかもしれないんですけど、委託料として2,300万円なんですけど、ごみ収集などは年々人件費の値上がりも算定して5年間の契約でという形になってたんですけれども、この指定管理の委託料は、ずっと同じで行けるのかどうか。

それと、一津屋第1団地改修設計業務委託料住宅設計費410万円もあります。予算にはなくて決算で利子分だけ、26年度決算で500円余りの住宅整備基金が入りました。住宅整備基金は1万円代になってしまってるわけです。さっき言った一津屋の改修ですとか、八町団地の建て替えも計画の中で30年頃にとか言うてはったのを聞いておりますので、計画的にこの住宅整備基金というのは積み立てていくべきではないかと思うんですけれども、その辺の状況、どうでしょうか。

使用料も26年決算で8,200万円いただいているわけなんですけども、基金の捻出に

はならないのかどうか、関係経費の状況をお聞かせいただきたいと思います。

それと38ページの公的賃貸住宅家賃低廉化の交付金がつきますね。これがどう働くのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に186ページの摂津市史編さん事業ですけれども、50周年に合わせて取り組まれるということも聞いておまして、昨年まとめられた近世、明治・大正・昭和の摂津市の民間の資料というのを読ませていただいて、興味深く読ませていただきましたけれども、こういったもの、ことし50年に向けてどういう状況になっているのか、進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○三好義治委員長 楨納課長。

○楨納情報政策課長 それでは、山崎委員の質問にお答えいたします。

今回、自治体情報セキュリティ強化対策といたしまして、委託料6,998万4,000円計上させていただいております。

その内訳につきまして、1点目はインターネット系の分離、ウイルス及びサイバー攻撃への対策のため、現在統合されているLGWAN系とインターネット系の分離を行います。この対策にかかる導入費用が約4,100万円となっております。

2点目の個人番号利用事務系、住民情報システムを利用しているものになりますが、なりすましによる情報窃取を防止するため、現在のIDとパスワードに加えて、カードまたは生体による認証を実施します。この対策にかかる導入費用が約900万円となっております。

3点目の個人情報持ち出し不可設定につきましては、現在、端末からUSBメモリーで情報は抜き出せない形にはなって

おりますが、USBメモリーそのものの紛失や盗難、またウイルス感染等の事案が全国で頻繁に発生しております。これに対応しまして、暗号化とウイルスチェック機能を持ったUSBメモリーの導入を検討しております。この対策にかかる導入費用が約200万円となっております。

あと、サーバー関連、ネットワーク機器やソフトウェアの5年間の保守パックというものがございます。これらの費用が約1,280万円となっているものでございます。

今回のこの対策におきまして、最も費用がかかりますのがLGWAN系とインターネット系の分離であり、本来、別にもう1台サーバーを置いて、それぞれの系統に物理的な配線と端末が必要になるところでございます。経費を抑えるために、インターネット端末を仮想化し、仮想環境からLGWAN接続系の端末へ画面を転送する仕組みを構築することで、セキュリティ対策を行いながら、費用の削減を行いたいと考えております。

○三好義治委員長 橋本参事。

○橋本消防本部参事 それでは消防防災施設共同整備事業について、お答えいたします。

国庫補助金申請につきましては、消防指令センター、こちらは消防防災施設整備費補助金、消防救急デジタル無線につきましては緊急消防援助隊設備整備費補助金の2本立てで要望をしておりました。

国の補助金の配分の方針といたしまして、消防の広域化を行う市町村が整備する場合、または複数の市町村が共同で基地局等を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとなっておりますので、両要望とも採択の可能性が高いもの

でございましたが、残念ながら消防指令センターのみが採択されたものでございます。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 そうしましたら、山崎委員の1回目の質問に対してご答弁させていただきたいと思っております。

まず申請率、10日に福住委員の質問の75%の申請率になろうかということでご答弁させていただきましたけども、反対に言えば25%の方が未申請であったという形になろうかと思っております。

給付金につきましては、非課税の方につきましては全ての方が権利を有すると当思っております。ただ、国のほうでもQAを出してまして、読み上げさせていただくんですけども、支給対象者は申請の有無にかかわらず給付を受ける権利を有しますかという問いで、答えとして、支給対象者は初めから当然に何らかの財産権を有するものでなく、具体的な金銭授受の権利が発生するのは、申請期間内に提出された申請書に対し市町村が給付決定することをもって発生することになりますと。したがって、給付対象者からの申請や市町村における支給決定は必須になりますという形になっております。

こういうことでQAに載っておりますので、そうするとやはり申請いただくという形になりますので、申請漏れがないようにという意味も込めて、周知の徹底を図らせていただいたという次第です。

周知方法としては、広く一般的に広報、インターネットに載せさせていただきました。直接的な広報として市民税課にご協力いただきまして、非課税の方、未申告の方に対して、非課税のお知らせをしていただくとともに、そこに申請書とチラシも同

封させていただきます次第でございます。

今回の27年度の補正について減額させていただいてる中で、役務費の減が大きいのではないかとということでご質問があったかと思うんですけども、役務費につきましては主に振込手数料を減額させていただいております。

当初、振込手数料につきましては、国から指定金融機関と市町村で協議、双方で手数料のほう決めてくれという通知もありましたので、国のほうでは一定的な手数料は関与しないということも当初言われておりましたので、実際的には当初予算で計上させていただいてますのは、通常の振込手数料、一般的な振込手数料を計上させていただきました。実際、給付を行うに当たり、それぞれの給付の時に指定金融機関と契約を行った結果、1件当たり消費税を入れて108円で請け負っていただくという形になりましたので、その執行見込み額の差分を補正させていただいたという次第です。

最後に、担当職員の負担はなかったのかということでご質問だったと思うんですけども、コールセンター、窓口に委託及び派遣職員等を利用させていただいたことによって、職員への過度の負担というのはいかからないように行ってやっていると形で実施させていただいております。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 それでは私のほうから、山崎委員の財政課にかかりますご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目、公債費と基金ということでございます。

公債費につきまして、まず補正と当初の増減の理由のほう述べさせていただきますと、まず補正のほうですけれども、元金に

つきましては昨年度借換債でキャンセルブルというもので8年で借り替えができるものがございます。その場合、銀行との交渉で、通常でしたら借り替えの場合、残り12年あるんですけども10年での借り入れということになるんですが、今回の交渉の中で銀行と12年借りることができるとなりましたので、その分、元金のほうが減ってるということになっております。

それと利子につきましては、前年度末に借り入れるものについて、当初その当時の利率に少し高目といいますか、上乘せした利率で予算のほう計上しておりますので、その分の利率が確定したということで減額の補正のほうさせていただいております。

それと、当初のほうの元金と利子についての増減ですけれども、元金のほうにつきましては繰上償還額のほうが前年度よりも約4.6億円がふえているということで今回増額というふうになっております。

それと利子のほうにつきましては、これまでの借り入れ残高が減ってきたということと、金利が下がっているということで、昨年度と比べて減額となっている状況でございます。

それと基金につきましては、当初の基金につきましては主に基金残高を運用いたしまして、それに出てくる運用益、利子等を計上しております。その中で後に執行していく中で、工事でありますとか、いろいろな入札差金でありますとか、執行段階での経費の削減、そういうものについて、出てきたものについて、財政調整基金に繰り入れたり、または公共施設整備基金のほうでしたら当初に事業費の市債の残りの部分の一般財源分を公共施設整備基金のほう

うから繰り入れをして充当している状況ですけれども、最終的にそのときの財政状況によって、繰り入れではなくて一般財源であるとか、または起債のほうの充当率が上がって基金の繰り入れを抑えることができると、そういうふうなことで基金が最終的にふえたり減ってるというふうな形になっているところがございます。

それと、契約のほうでございます。まず、入札・契約制度については、委員がおっしゃられましたように、その時代によってさまざま変わってくるころがございまして、本市におきましてもこれまでいろいろと平成12年のときに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、こちらのほうが国で制定された前後から、その入札の方法をいろいろと変えてきております。

例えば、平成11年度には予定価格1,000万円以上の工事を対象に予定価格の事前公表を実施してきていたり、あと14年度には予定価格並びに最低制限価格の事前公表を実施してきていたり、あと平成19年度には小規模修繕工事の希望者登録制度を導入したり、平成25年度には最低制限価格を事後公表とすると。最近で言えば、公共工事の前払い金の上限を7,000万円から約2億円にすると。そういった形で契約をすることによって、できるだけ適正履行の確保を努めていくという視点で、これまでさまざま試行を繰り返して今に至っているところがございます。

今後考えられることとしまして、第5次行革のほうで上げているものとして、総合評価方式の入札でありますとか、予定価格の事後公表、こちらのほうも予定しております。こちらのほうにつきましては、やはり市内業者の育成という観点から、そ

ういうものを取り入れながら、市内業者についてできるだけ安定した事業といえますか、そういうものをしてもらいながら適正な履行の確保に努めるという視点で、そのような取り組みを今後もしていきたいというふうに考えております。

それと公契約条例についてですけれども、入札、契約、また工事、公共事業については、多種多様ないろんな職種がありますことと、事業規模についてもいろいろございます。その中でやはりその最低賃金とか生活保護基準の問題というのは、一定国レベルで対応すべき課題ではないかなというふうには考えておるところでございまして、そのことについても市長会を通じて、国に労働関係法との適用関係に矛盾の生じることのない公契約法を制定されたいということで要望のほうもしておるところでございまして。現在も国においても、最低賃金でありますとか、設計の労務単価の積極的な引き上げが今されておりますので、それらによって、そういうふうな現行制度の運用の改善によって、賃金というのは上昇しているところもございまして、今後もそういった制度の変化でありますとか労働環境の影響、注視していきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 岩見課長。

○岩見納税課長 それでは、納税課にかかります滞納処分費についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、滞納処分費でございますけれども、これは主に動産、不動産等を差し押さえて、それを換価する、お金にかえる。そのときにかかった費用等を滞納されてた方からその公売で得た金額の中から先に徴収できるということが法律で定められておるものがございます。

この滞納処分費、予算書で54ページでございませけれども、予算概要のほうわかりやすいかと思ひます。そちらの34ページを参照いただければ、こちらのほうでインターネット等公売事業ということで、手数料、ここで予算額38万7,000円、財源内訳といたしまして、その他特定財源です、38万7,000円ということで、これが歳入に当たる部分でございませ。

したがひまして、例へば不動産の公売をする場合、不動産鑑定等が必要となつてまひります。見積もりを出すためにその鑑定費用をこちらのほうでまず歳出で支出をいたしまして、そのかかった費用を公売で換価した分、そこから先に滞納処分費として鑑定費用をいただきます。残つたお金を税のほうに充当させていただくというふうなものでございませ。

また、インターネット公売、ヤフーの官公庁のオークションサイトでさせていたひいておひますけれども、この後についてヤフーに落札価格の3%を支払いすることになります。その分につきましても滞納されてた方から徴収して、その分をヤフーサイドのほうにお支払いするというシステムでございませるので、ご理解願ひます。

それと、延滞金ということで、この後に条例改正で関係してくる部分でございませけれども、延滞金につきましても、法律上は納期限から1か月を経過するまでは7.3%、それ以後は14.6%ということになつてございませけれども、近年の金利等も勘案いたしまして、平成26年から延滞金につきましても最初の1か月経過するまでは2.9%、1か月を経過した後は9.2%ということになつてございませ。それで今年度28年からは、最初の1か月

2.8%、その後が9.1%ということで、かなり延滞金のほうも下がつてきている状況でございませ。

それで、換価の申請をした場合、猶予の申請をした場合にメリットはあるかというふうなお問ひだつたと思ひます。金利が下がつておひる分、延滞金の免除に、一部免除につきましてもかなりのメリットは出てくる、メリットといひますか、延滞金については安い価格で済むものというふうにおひておひます。

○三好義治委員長 松方課長。

○松方総務課長 山崎委員の文書管理における申請書等、マイナンバーに関連したご質問についてご答弁申し上げませ。

申請書等につきましても、条例・規則等で定めてありますとおひり、徴収いたひます書類についてもそれに沿つて徴収しているところでおひます。

マイナンバーに関連しましても、前回の議会で1月1日から施行されておひります、いわゆるマイナンバーの法律に関する個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例、これがございませるので、この中で個人番号の利用範囲というのは規定されておひります。

また、これに基づいて規則が定めておひりますので、それに沿つた形で担当課におひて書類、それから徴収する文書は対応しておひるものと思ひます。

また、市民の方でマイナンバー、ご自身の番号がわからないというふうな場合についても、国からのQAに沿つた形で担当課のほうで対応されるものと認識しておひります。

あと、昨年28年度の税制改正大綱の中で、マイナンバーの取り扱ひの見直しというものがされたことありまして、専決処

分の形でさせていただいたものでございますが、これについても個人番号についての見直しがされたというところで、国の方法といたしますか、手段といたしますか、そのやりとりに沿って、本市においても事務を進めていくものと認識しております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 それでは、山崎委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、不動産売払収入でございます。

28年度予算としまして、土地売払収入は3億200万円計上してございます。この内訳としましては、3箇所考えておりました、まず一つ目、南摂津駅前の駐車場用地を、1,126平米余りでございます。これは毎年計上させていただいてるものでございます。

続きまして、千里丘公民館売却用地ということで、約400平米計上してございます。現在、教育委員会のほうで千里丘公民館の耐震補強工事等を実施されておりますが、その中で増築工事等も行っております。隣接する集会所や周辺整備を行った後に、不要となった土地を工事の原資とするため売却を予定してございます。

もう1件は、第1集会所用地でございます、176平米でございます。これもデイハウスましたの建設に伴いまして、集会所スペースがデイハウスましたのほうにできますので、第1集会所は不要となり、売却用地として計上してございます。

続きまして、集会所の今後どのように進めるのか、見直しについてお答えさせていただきます。

先般から集会所のあり方について、ご議論させていただいておりますが、52か所

の集会所を全て建て替えるというのは非常に財政的にも厳しい状況があります。その中で、今後、利用頻度でありますとか、地域特性でありますとか、そういうものを勘案しながら、この集会所の計画、それからそういうものを検討してまいりたいというふうに思っております。また、集会所利用に当たりましては、福祉的な観点、それからそういうものを集会所再編の中に考えを取り入れながら、考えていきたいと思っておりますが、今ご質問の中に、ふやす方向の要望もあるというふうな話もお聞きしております。現在、52箇所の今後の更新計画立てていきますが、その中ではやはり使用頻度等勘案しながら考えていくしかないというふうには考えております。また、集会所の要望に対しては、例えば複合化でありますとか、そういう観点から少し整理して、今後の計画に反映させていきたいというふうに思っております。

続きまして、旧味舌の木造校舎の業務設計委託料を28年度計上しております。解体につきましては、当初は29年度実施というふうに考えておりました。ただ、現在民営化につきましては直営の継続ということも今回の議会で上げておりますことを考えますと、来年度委託は実施しますが、29年度の実施につきましては関係機関と調整してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、住宅管理費につきまして、指定管理料でございます。指定管理につきましては26年度から実施しております、初年度は2,300万円余りの指定管理料を支払っております。27年度から1,900万円を上限としまして、30年度まで推移するという形で業者と打ち合わせしているところでございます。28年度に

おきましても、1,900万円の指定管理料を計上させていただきまして、今のところ業者と打ち合わせしている範囲では、これを増額するという話はお聞きしておりませんので、それを推移したいというふうに思っております。

続きまして、住宅整備基金についてでございます。こちらのほうは18年度までは住宅費の余剰金がございます、住宅基金を当初予算で計上しておりましたが、平成19年度からスタートしました三島団地の建て替え工事がございまして、住宅の歳入と歳出が賄えない状況に至りましたので、当初予算で計上してございません。

近い将来、検討していきます八町団地の建て替えについてでございますが、現在、具体的な計画の策定には至っておりませんので、今後、住民を含めて協議させていただく中で、建て替え事業費等が出ましたら、基金等を積み立てる必要があると思っておりますので、関係課と協議してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、社会資本総合整備交付金の低廉化の補助金についてでございます。この補助金につきましては、特に三島団地の建て替えに伴いまして、入居者の家賃の激変緩和に対応するという目的で、6年間、段階的に家賃を増額しておる差額を、国より交付金を受けるものでございます。

現在、交付金につきましては、旧家賃から4年目でございまして、28年を含め2年で本来家賃に到達いたします。この交付金につきましては、財源としましては家賃同様に住宅の維持管理等に充てられるものでございます。

○三好義治委員長 山下局次長。

○山下監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、選挙管理委

員会にかかりますご質問にご答弁申し上げます。

まず、選挙権年齢が18歳に引き下げられるということで、それらの方対象とした啓発事業はということかと思えます。

委員会といたしましても、従前からの取り組みに加えまして、6月の定時登録によりまして、ある程度18歳、19歳の新有権者の方を固めまして、それらの方対象に初めて投票される方向けの内容の案内、啓発、そういったことを行う予定としております。

続きまして、有権者の皆様の選挙権行使の機会を確保するために、これ以上投票所を減らすべきではないということで、委員会の考えはというお問い合わせかと思えますが、もちろん、当委員会といたしましても不要不急の投票所の削減を行う考えは今のところございません。

ただし、現実問題といたしまして、最近マスコミのほうでも報道されております衆参同日選、もしこれが執行されることになった場合、投票所として使用している面積が50平米以下の小さい集会所で、衆議院3種類、参議院2種類、5種類の投票を安全に行えるかと言われましたら、正直、ちょっと不安がございます。その辺の可能性も含めまして、有権者の皆様が安全安心して投票を行えるための環境整備、これにつきまして今後検討していく必要はあるということで、シミュレーションのほうも行っているところでございます。

○三好義治委員長 東角参事。

○東角総務部参事 それでは、山崎委員の市史編さん事業の現状についてと、それから50周年記念事業についてお答えを申し上げます。

まず、前回の市史編さん事業でございま

すが、5周年記念事業として昭和46年から始めまして、史料調査そのものにつきましては昭和52年3月に本編が出されましたので、約5年間ほど、約30の市民や団体から3万点ほどの史料を収集しております。

今回につきましては、この約5年間でございますが、市民あるいは各いろいろな関係機関等の団体から、33の市民、団体等からのご協力をいただきまして、約8万点ほどの収集をさせていただいております。

摂津市の場合ですけれども、約40年間、史料調査が積み重ねてこられなかったことで、他市におきましてはごくごく地道ではございますが、史料調査をずっと積み重ねてきたという経過がございます、今回ようやく、お家によりましたら、「もう処分してしまいました」というようなことで、建て替えや世代の交代などで、貴重な史料が二度と見ることができなくなったものも多数あるのではないかとこのように考えております。今回につきましては、民間資料の状況と申しますと、例えば鶴野の、当時江戸時代は鶴野新田というんですけれども、鶴野新田村から江戸初期1650年ぐらいの「年貢免定」が見つかっておりますとか、あるいは庄屋村の庄屋区有文書でありますと、そこでは「萬留帳」が、あるいはごく最近ですけれども、新在家村にご協力いただきまして、慶応の幕末の時代のお触れ書きの「御触書留帳」などが発見されておまして、摂津市の村々にかかわりますいろいろなお触れ書きなり、あるいはどここの村でどういうことをしたというようなこともわかってきております。また、建築物ですけれども、まだきちんとした年代測定ができておりませんので、まだ何とも言えませんが、またその新在家村

の住宅は、江戸中期1750年前後ぐらいの建物ではないかというようなことも考えられておまして、執筆委員に建築史の先生も入っていただいております。

それから、50周年の記念事業についてでございますが、今回、摂津市にかかわります歴史上の重要なトピックスを紹介するという形で、先史時代から古代、中世、近世、近代、現代の各時代の当時の地域の様子を伝える、そういう出来事について、図表や写真などを具体的なものを交えて、この40年間でさまざまな最新の歴史研究がなされてきておりますので、そういう成果も盛り込みながら、50周年の記念誌を発行していきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 では、2回目の質問をさせていただきますが、情報セキュリティ強化対策事業の話は、難しいですけれども、わかりました。LGWANとインターネットの分離という話ですけれども、便利さのためにはインターネットにつながないといけない。それが今度はセキュリティのために分けないといけない。いろいろ大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。

それから、消防防災施設共同整備事業ですけれども、広域化ということで採択の可能性が高かったという話なんですけれども、結局おりてこなかったんですけども、当初予算では、国からの負担が認められるという話で議論されてたのかどうかわかりませんが、これが認められなければ、市の負債になるという話はしてないと思うんですが、やはりこれ、限度額引き上げで8,650万円の負債になったわけですね。やはり市債というのは市民の負担

ですから、市債を起こすというのはやはり慎重に頑張っしてほしいと思いますし、それから国の補助獲得は頑張っしてほしいと思うんですが、この補正予算の18ページの地方創生加速化交付金、これも補正予算でという話で来てますけども、これなんかも後から来ないというようなことにはならないのかどうか。

そういった補助金関係ですとか、予算ではとれる見込みでやって、実は違ったとかいうようなことはこれから、これまでも何回かあったかと思うんですけども、こういったことに対してはやはり今回の当初予算なんかでももしそういうのがあるならば、事前にやはり知らせて、議論をすべきだと思うんですけども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、臨時福祉給付金のほうですけども、国が言われる申請がないと権利がないというのは、国の責任、詭弁やとは思いますが、ことし、また年金受給者対象の臨時給付金として予算計上されています。年金受給者ということですから、申請の仕方がわからないという方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひことし取り扱いもしっかり行っていただきたいと思います。

それから、これは増税がこの給付金が必要という状態をつくってるわけですから、いろいろこの辺の話では市長会なんかでも話はしてくれてはるみたいですけども、消費増税はやめるべきだということをいろんな立場から声を上げていただきたいと思っております。要望です。

それから、役務費は振込手数料ということで、担当職員への負担は過度にはなかったということなんですが、先日の野口委員へのお答えで、今年度の職員採用の仕組

みについて、新年度の採用が少なかったと。この春からの欠員というか、職員が少ないという部分での負担は大きいんじゃないでしょうか。早急に回復させるべきではないかと思ひまして、職員体制についてそういうことに問題はないのか、お聞きしたいと思ひます。

それから、積み立てと負債とそのやりくりの話、何度もお聞きしました。借換債が12年という話になれば、それこそ幾らかでも金利もそれこそ助かりますし、今度の公債費の利子返済5,800万円、ちょっと利子が変わっただけで大分違うわけですけども。中期の見直しに、これも組み込んでいるというふうにもお聞きしましたけれども、こういった金利が下がってるだとか、臨時収入もあったとかいうようなことで、中期財政見通しも毎年のように見直していかなくてはならないという状況になっているのかなとも思いますが、中期財政見通しはどうなっていくのかということもお聞かせできればと思います。

それから、滞納処分云々のことについては、条例議案のほうでも質問したいと思うんですが、納付を待ってもらうということは延滞だとかそういった差し押さえというのも減らせると思いますが、ぜひ減らしてもらいたいということが、こういったさっき言われたように鑑定の費用ですとか、ヤフーの公売の費用ですとか、そういったものも結局はそのものから吸い上げるわけですから、市民負担をいわば滞納処分、滞納のために出てくるお金というのは市民負担で引っ張ってくるわけなんで、なるべくそういうことはやらないというような形をお願いをしたいと思ひます。

それから、入札の事務は、最低賃金は国のほうでしっかりやってるという話では

なくて、やはり摂津市としてのスタンス、摂津市が行う事業で最低賃金を割るような仕事にはさせないというようなやはりスタンスというのは必要なんではないか。それとやはりルールをきちんとしておかないといけないと思いますし、総合評価というのはこれからも悪いということではないと思いますけども、なかなか透明性の確保が難しいというところもあったりもするので、ぜひ検討を重ねていただきたいと思います。

それから、土地売却収入はこれからの財産管理なんかで年度途中でふえるかどうかという話はありませんでした。そういったことは今回わからないということで構わないと思うんですが、わからないではこの議論に乗らないわけですから、売却方針ですとか何とかというものは、その都度補正がそれこそ出てくるとかいうような話でしたら、もっと早く、議員やら市民の皆さんにも、議論、ここでしないわけですから、その都度知らせていくということを徹底していただきたいと思います。

それから、旧味舌小学校木造校舎解体実施設計業務委託料の話はわかりました。

それから、選挙、投票所の話ですけども、これは同日選挙があったら安全に行えるかどうかわからないから考えるという話なんですけども、同日選挙があっても、できるだけそれは安全に行えるようにするという責任が市にあるわけですから、市がそれこそお金を出してでも投票所の整備をすべきではないかと思います。またぜひ検討していただきたい。それでどうしても投票所統廃合しなくてはならないというのはおかしいと思いますので、もしいろんな、どういった状況が考えられるのか、お考えがあったらお聞かせいただきたいと

思います。

住宅整備基金のことですけども、確かにこれからいろいろお金かかるかもしれませんが、入居者の方々、市民負担にならないように、かつ計画的に住宅整備基金は準備していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市史編さんは、ご苦労さまです。ことし、50周年に向けて、歴史のトピックの紹介もすると。いろいろ3万点から、その後の8万点の資料、大変ご苦労されてやられてると思います。その成果をなるべく早く、市民にお知らせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 それでは答弁を求めます。

石原課長。

○石原財政課長 それでは、私のほうから山崎委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

補助金とか負担金とか、全体の話ということでご答弁させていただけたらと思います。

財政課としましては、当初予算では全て見込まれる歳入でありますとか、歳出というものを全て計上しておるところでございます。その中で、そのときの情勢によって変化してくるものもたくさんございまして、補助金でございましたら、当初申請をした中で、最終、国のほうの補助金のパイの中からあふれるといえますか、そういうこともある中で採択されないという現実も今回のようにあるものでございまして、そういうことはその時々情勢によって出てくることであろうと思っております。

今後もそういうことが起きたときには、やはり財源の確保というところの手段と

して、あらゆる手段を使って対応していくという方法をとっていききたいというふうに考えております。

それと次に公債費の関係で、今後の中期財政見通しの影響というところでございます。

公債費につきましては、これまでやはり繰上償還等でできるだけ市債残高を減らしていくと。それによって公債費の額を減らして、その分減った分についてはやはり今後ふえていくであろう社会保障関連経費のほうに充当していくという考えが一つございます。

それは市債と基金のバランスということで、財政運営の一つ大事なポイントだと考えております。

その中で、ただ今回のように金利がかなり低い状況にあるというところであれば、やはり借り替えをして、より持続可能な財政運営に努めるというのも一つの手法かなというふうにも考えておりますので、そういうふうなところを加味しながら、今後できるだけ公債費のほう減らしていきたいというふうに考えていっておるところでございますし、中期財政見通しにつきましても、先ほど委員がおっしゃられましたように、その都度いろいろ経済、社会情勢というのは変わってきますので、毎年毎年ローリングしながら、そのときのできる限り見込めるものを、できるだけ精査をして、中期財政見通しのほうを策定して、翌年度の当初予算に反映していくという形をとっていききたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 そうしましたら、山崎委員の職員体制にかかる質問にご答弁申し上げます。

まず、給付金にかかわります部分でございますけれども、給付金の事務執行につきましては、政策推進課の中に2名の正規職員を配置して取り組んでおりまして、28年度で3年目になると思います。

基本的には経験もございまして、この職員の異動については基本的には考えていないと。実際、事務執行するに当たりましては、業者からの派遣及び委託を併用する形で体制を整えておりまして、28年度についても同じような手法で取り組む想定をしておりますので、それによって、ミスのないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと全体的なお話でございます。前回の委員会でもご答弁申し上げたんですけれども、確かに人数が減ってる部分、どういふふうにそれをカバーするかということにつきましては、ベテランの再任用職員の方、それと通常の人事異動の中でもやはり経験の部分ということを多少加味するとともに、非常勤職員、これは行政パートナーなんですけれども、ベテランの行政パートナーもおられますし、そのあたりをうまく適正に配置することによって、半年間、事務執行を滞ることなくその体制を整えていきたいというふうには考えております。

○三好義治委員長 山下局次長。

○山下監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、山崎委員の2回目のご質問にご答弁させていただきます。

衆参同日選が実施される場合におきましても、現在の投票所で投票できるように、体制整備、会場整備、行うべきではないかというお問い合わせかと思っております。

確かに委員がおっしゃいますとおり、投

票場所が変わることにより有権者に与える心理的影響、これは否定できないものと考えておりますので、慣れ親しんだ投票所で投票ができることにこしたことはないと思っております。

先ほど申しましたとおり、もちろん委員会といたしましても、机上の数字だけを見た再編というものは考えておりませんので、状況を総合的に勘案した上での統廃合、投票所の再編ということで、その結果、狭隘な集会所を利用している投票所を統合するという選択肢も否定できないと。その可能性はあるということをご承知いただきたいと考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 職員体制についても、それこそベテランの方々の力も十分発揮していただいて、業務に支障がないように、ぜひ頑張っていただきたいと思えますし、中期財政見通しについても、適正な表現というのを心がけていただきたいと思えます。そして投票所についても、もしできるのであれば拡充をしてもらって、投票所は減らさないという方向でぜひ検討いただきたいと思えます。よろしく願います。

○三好義治委員長 山崎委員の質問は終わりました。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 6分 休憩)

(午前11時11分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第20号及び議案第23号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、議案第20号、行

政不服審査会条例について、お聞きしたいと思えます。

これは平成26年の行政不服審査法改正に伴う条例改正なんですけれども、これはまず、摂津市の場合は市長についての不服審査が出たときに、棄却の裁定をしたときに、公平性が保たれるように不服審査会というのを設けるということになるわけなんですけれども、もし不服審査に対して市長の認容裁決というのが出た場合は、不服審査会は基本的には出番がない。期日超過とか、そういった不備による却下についても審査会の審議には付されないということではないのでしょうか。

それを確認いただいて、そういった意味での市民を守るために、この行政不服審査法の改正そのものは、これまで異議申し立て、不服申し立て、行政不服審査請求とあってどれでも選べて、かつ二つを経たからで裁判に至るとか、そういった時間もかかるかというように対して、時間短縮もでき、行政不服審査を行う国民の権利を守る。裁判にもし至るとなるならばそのスピードアップを図るということでの法改正ですので、そういった法律の専門家とか、よくわかった方が審査会の委員になっていくんだとは思いますが、どうの方が委員になるのかどうかというのもお聞きしたいと思えます。

それで、審査会そのものは公平性担保というためには、市長部局ではなくて第三者の外部組織とか、独立性をを保つべきではないかと思うんですけれども、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○三好義治委員長 松方課長。

○松方総務課長 委員のご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、今般の行政不服審査法の改正につきまして、大きく4点ほど改正ございまして、公正性の向上ということで審理員制度を導入したということ。それから、その審理員が審理を主宰しまして、審査請求された方と処分庁との間に入りまして、審理を主宰して進めていくわけなんですけども、その中で審理員意見書というものを審理員が作成します。それを審査庁のほうに出すんですけども、それについては審査庁のほうから山崎委員からお話がありました第三者機関、行政不服審査会といいますけども、そちらの第三者機関へ裁決の点検をさせるということがあります。これも公正性の向上ということになっております。

それから、審理手続につきましても、前回までは審査請求人の証拠書類でありますとか、単に閲覧ということになっておったんですけども、今回からは写し、謄写権を認めるということで、またあわせて口頭意見の陳述ということも含めて質問権を付与しているということがございます。

それから、使いやすさの向上ということで、先ほどもお話がありましたけども、不服申し立てにすることができる期間を60日から3か月に延長するというようになっております。不服申し立ての審査請求についても、一元化がされておまして、現行の不服申し立て手続における異議申し立てを廃止しまして、審査請求に原則一元化ということがなされております。

本市の場合は、この法律を受けまして、市のほうで対応をしていっておるわけでございますけども、まず第三者機関につきましては、総務課では情報公開制度を所管しておまして、情報公開制度においても個人情報保護審査会、情報公開審査会の中で、委員をお願いして、その中で審査を進

めておるといふ実績といいますか、経過がございまして、第三者機関をどこに置くかということなんでございまして、それにつきましては従前から総務課のほうで情報公開も所管しているということもあまして、審査会のほうを総務課で持つておるといふ状況でございます。

また、行政不服審査会の委員につきましては、行政不服審査会でございますので、行政法の専門をされてる学識経験者を2名、それから不服申し立てにつきましましては、特に税の関係の不服申し立ても多いと聞いておりますので、税理士を1名、それとあわせて福祉関係の学識経験者1名、それと全般的な法的な専門性を高めるということもございまして、弁護士を1名、この予定をしております。

また、冒頭申し上げました審理員につきましては、その処分に関連してない課の職員ということで、現状では総務課管理職を充てる予定をしておりますけども、不服申し立ての内容によりましては、法律的な専門性の高い内容もございまして、審理員につきましては弁護士を充てる用意をしております。弁護士に、この弁護士につきましては、先ほど申し上げた第三者機関の弁護士とは別の形で関わらない弁護士ということで、用意をしております。

それから、最初におっしゃっていただきました、もしその審査請求について、市のほうが認めるということは、認容というふうな形になるんですけども、その場合は審理には付さないという状況になります。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 不服申し立てをされる方の権利拡充と、スピードアップ、権利の擁護ということですので、問題はないということと頑張っていたいただきたいと思うん

ですけれども、その審理委員の、弁護士もしっかりした人をお願いしたいと思います。この間、生活保護ですとか税ですとか、不服審査請求をこの間行われておりまして、裁判に至らないでも、都道府県知事の裁決ですとか市町村長の裁決も幾つか出てますから、法律をやってはる方でしたらそういうこともよくご存じだと思えるんですけども、そういったところもしっかり知識のある方をしっかり配置していただきたいと思います。所によると別の裁決が出ることは結構ありますのでね、ぜひともそれはお願いしておきたいと思います。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前 11 時 20 分 休憩）

（午前 11 時 21 分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

議案第 44 号の審査を行います。

補足説明を求めます。

樋上消防長。

○樋上消防長 議案第 44 号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明させていただきます。

対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成 27 年 11 月 13 日に公布され、これに伴いまして本条例の別表 3 の一部を改正するものでございます。

改正概要につきましては、省令が制定された当初、想定されていなかったガスグリドル付こんろ等の対象火器設備及び器具

が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、本条例の別表 3 に追加し、当該設備及び器具に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離、いわゆる離隔距離に関する規定を制定するものでございます。

それでは、改正の主な内容につきましてご説明申し上げます。

摂津市火災予防条例別表 3 へ、ガスグリドル付こんろ及び入力が 5.8 キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器を追加し、またドロップイン式という表現を、組込型と改め、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を、電気調理用機器に統合し、併せて備考欄の語句の整備を行うものでございます。

なお、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 44 号の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 一応、先ほどの説明でわかるんですけど、ガスグリドル付こんろとそれから IH こんろに対応ということで、旧来のガス器具、それから旧来のこんろと比べて緩衝というか、すき間の距離についての規格というのは変わるのか教えてください。

○三好義治委員長 松田課長。

○松田予防課長 離隔距離についてお答えいたします。

消防庁により、火災危険性の検証を行いながら、従来別表 3 に定めていた機器と、比較した結果、火災危険性に差異がないと認められたため、離隔距離は変わっておりません。

○三好義治委員長 山崎委員。
○山崎雅数委員 つまり、市民の方々は全く何もする必要はないというふうに考えてよろしいですね。

○三好義治委員長 松田課長。
○松田予防課長 一般市民の方には影響はございません。従来と同じであります。
○三好義治委員長 ほか、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第47号の審査を行います。
本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。
○山崎雅数委員 1点だけお聞きしたいと思いますが、これは議案第32号で公務災害補償条例の改正も出てるんですけども、議案第47号は追加提出されましたけれども、何で一緒に、当初に提出されなかったのかお聞かせいただければと思います。

○三好義治委員長 橋本参事。
○橋本消防本部参事 なぜ同じ時期に条例改正議案を提出しなかったのかという質問についてお答えいたします。

非常勤の消防団員等に係る損害補償の基準、こちらのほうにつきましては、国のほうから条例(例)という形で出てまいります。その条例(例)が出てくるのが少し遅くなったものでございまして、それで今回追加の議案という形で提出させていただきました。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○三好義治委員長 再開します。
議案第25号の審査を行います。
本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。
○山崎雅数委員 この条例は審査の申し出に関する規定が整備されるということなんですけども、固定資産評価審査委員会をこれまで開かれてやってこられて、不服審査が出たときに対応するという形で、そのやり方というのは行われていたわけなんですけども、この法改正で政令もなくなって、条例で決めなくてはいけなくなったというふうにお聞きしました。

そこで、だから現行とほとんど中身については変わるところがないというふうにも説明いただいておりますのですが、そうすると、国のほうは法律をなくして政令もなくして、国の責任は結局もう固定資産評価審査に関することについては、各自治体に任せて、国はもう知らないという話になるのか、国の責任が大きいみたいなことになるのか、わざわざ条例にしないといけなくなったということでは、現行と変わるところがないのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○三好義治委員長 山下局次長。
○山下監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、ご答弁申し上げます。

まず、固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法423条を根拠に設立されております。固定資産の価格に対します不服につきましては、行政不服審査法を準拠して適用するというようになっておりますが、今回その行政不服審査法が全面改

正されましたので、法定事項以外の事項を記載しなければならないという内容につきましては、条例で定める必要が生じたということで、今回条例改正をさせていただいたところでございます。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ですから、別に国の責任がなくなったということではないですね。それに条例化して、不服審査を受けるところが変わるわけでも何でもないですから、形が変わるものでもないということで、これはだからいわば行政不服審査法上におけるそういう規定に従うという形になるということですね。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時32分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

議案第4号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 財産区財産予算書のほうで10ページの預金利子等ですけども、これも前年度比較で半減するんですか。預金利子等で半減してますね。この辺がなぜかということと、12ページの味舌上財産区ですね、これは地方振興事業費がふえておるわけですけども、この増額要因、この2点だけお聞かせください。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 山崎委員の2点のご質問にお答えさせていただきます。

預金利息の前年度より減少した理由に

つきまして、ご説明させていただきます。預金利息につきましては、財産区が持っておりますお金を金融機関等に貸し付ける、市のほうにも貸し付けるということで利息を計上しております。今回につきましては、市への貸し付けというのは減少しておりますのと、それから味舌上財産区におきまして、市場公民館の建て替えに向けた取り組みを行っております、28年度につきましてはそれが減少する、工事等も予定しておりますので、減少しますということ、それから低金利が続いておりますということで減少してございます。

続きまして、味舌上財産区の事業費につきましてご説明させていただきます。

味舌上財産区は味舌上公民館の建て替えを終了しまして、27年度から実施設計委託のほうを発注してございます。28年度の工事発注を目指して、財産区のほうで取り組みを行っております、この工事に関連しまして、市の担当者のほうも一緒に設計協議に当たっているところでございまして、このあたりで推移しているところの現状がでございます。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時35分 休憩）

（午前11時36分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

議案第33号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 市税条例が大きく変わります。何点かお聞きしたいと思いますが、

まず徴収猶予のことなんですが、今回国税と地方税の法改正があって、徴収の猶予が認められることになりました。これまでは職権による猶予ということで、分納というのが行われておりますが、これがもし相談に来て、それが職権による猶予は認められないという決定がされても、不服があっても申請による行政処分ではないので、行政処分ではないという意味でも不服申し立ても異議申し立ても基本的にはできないというのがこれまででした。徴税の猶予ができる状況、それから要件というのは、別に申請になっても職権であっても変わりませんが、不許可に対して異議申し立てができる、不服審査請求ができる権利が確立されたことが今回の改定で一番大きいことだと思っております。

そこで、徴税の猶予を申請によって求めることが一部できることになったことと、猶予が認められれば延滞金が停止させられて、かからなくなることなど、納税者にとっても一応メリットもあるということなど、広く知らせるべきだと思います。納税相談に訪れる市民の方々に対して、どういふふうに対応されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、条例にないことは、これまでずっと国税徴収法に準拠して市の徴収も行っていくということは確認をしてきました。国税では、申請の猶予期間として1年あります。その再申請もあればもう1年、そしてその後、猶予の要件に該当するとさらに職権の猶予をすることができるというふうになっています。市税の猶予も、申請猶予が終わっても、猶予の要件に該当するときには再度職権による猶予が適用できると考えているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

次に、次の2点目の改正点。年金などの特別徴収制度の見直しは、納期ごとの納税額が大きく変わらないということについては、非常によいことだと思っております。

3点目ですけれども、軽自動車税の増税になります。これは消費税8%への増税のときに、自動車の販売価格が上がらないように、自動車取得税の税率が順番に下げられていく、10%への増税のときにはもう自動車取得税がなくなるという課税制度の見直しと一体のものだと思っております。この税改正をどのようにお考えになられておるのでしょうか。軽自動車、二輪車についてはグリーン化特例、課税強化の方向で来てますし、今回の原動機付自転車の引き上げといったことについても、これは市民にとっては負担増ばかりが押しつけられるということになっていないでしょうか。これは導入を断るとか、他市より軽減を図るといふことはできないのかもしれませんけれども、もしかしらのできるのであれば、その辺お聞かせいただきたいと思っております。

4点目のたばこ税、これも増税なんですが、これを否決しても条例改正がされない場合は、たばこのほうは全国的に値段のほうは上がりますから、税金のほうの取り分が市のほうとして減るだけということになるのでしょうか。その辺の関係もお聞かせいただきたいと思っております。

○三好義治委員長 岩見課長。

○岩見納税課長 それでは、納税課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、徴収に係りまして、換価の猶予が創設されました。国税徴収法が改正され、地方税法が改正されたことから、各市町村の実情等に応じて条例に定めるところにより、今回徴収のほう猶予申請が認められ

ることになることになりました。したがって、あと納税の猶予と換価の猶予につきましては、これまでどおり同様の取り扱いですが、この分につきましては条例の定めるところによるということで、今回条例に定めさせていただいているところでございます。

また、延滞金等につきましても、災害等につきましても以前より免除ということでもございました。今回、申請による換価の猶予等におきましても、一部免除ということになりますので、全額が免除されるわけではございませんので、その点ご理解願います。

それと、市民への周知ということでもございますけれども、対象はどれだけになるのかということもまだ把握できておりません。ただ、納税相談につきましては、これまでどおり窓口のほう、また電話により相談を行っておりますので、そのときにそういった換価の猶予等がこれまでは職権のみであったが、申請でもできますよというようなご説明はさせていただくよう、考えております。

あとですね、換価の猶予が申請によりできることになっておりますけれども、この申請の条件といたしましては、納税について誠実な意思を有する者というものが第一の条件になっておるのはご承知かと思えます。原則、この徴収の猶予、換価の猶予につきましては原則1年以内というのがこれまでもなっておりますが、さらに申請により1年間、さらに延長されるということで、最大2年間の猶予ができることとなります。

国税徴収法151条の2に規定することによって、新たにその職権による換価の猶予がされるのではないかというお問い合わせ

だったと思いますが、これは国税の通則法第46条7項に規定されておまして、当初猶予をした期間と合わせて、最大で2年を超えることができないというふうに規定されております。したがって、申請をして換価の猶予ですね、が認められた場合、申請によって再度1年間の延長を認められることもできます。そこから先、再度職権による猶予というものは2年を超えますので、することができませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○三好義治委員長 和田次長。

○和田総務部次長 それでは軽自動車税とたばこ税につきましてのご質問についてお答えいたします。

まず、税率につきましては、地方税法の法定税の税率の種類、これが大きく3つございます。まず一つは地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率、これが一定税率と申します。次に、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められているもの、これが標準税率と申します。次に、地方税法において税率を定めず、地方団体に税率を設定を委ねている税率、これが任意税率と申します。この3種類がございます。このたびの、まず軽自動車税につきましては、制限税率をつけました標準税率に分類されております。たばこ税につきましては、一定税率ということで、法定で決められた税率を必ず地方税の条例で定めなければならないと、規定されているものでございます。

あと、市町村単位で課税につきまして、どういう方法があるのかということですが、軽自動車税につきましては制限税率が設けられております。標準税率につきまして、行政需要によっては超過負担と

いう形で制限税率が適用できるんですけれども、現在摂津市につきましてはそういう状況にはないと判断しております。

逆に、標準税率を割り込む形で条例設定できるのかということなんですけれども、それは法制上は可能です。けれども、それは制限税率を適用することの裏返しということになりますので、逆にその税負担に対する行政需要がないという解釈になってきます。財政上の運営等でいろんな問題が出てくるとお聞きしておりますので、現状はずかしい状況ではないかと考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、猶予のほうですけれども、最大2年を超えないということになれば、申請の却下ではないので、そうするとその2年を超えた後はまた同じ、今回と同じような状況で不服審査もできないという中での職権での延納もできないという話になってきますので、それで本当に市民の状況を守れるのかなってというのがちょっと疑問に感じるんですけども、滞納による差し押さえの件数の資料をいただいておりますけれども、平成23年度から大きく件数がふえております。差し押さえに至る前に相談による納税の猶予とか、分納の適用を行っていただいているということなんですけれども、極力差し押さえは行わない、今回の猶予制度の見直しがこの納税者の権利と負担の軽減であるということ十分に踏まえた対応をこれからぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後0時57分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第21号の審査を行います。

補足説明を求めます。

乾市長公室長。

○乾市長公室長 議案第21号、摂津市職員の退職管理に関する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

本条例は、平成28年4月1日から施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において、地方公共団体は、国家公務員法の退職管理の規定の趣旨及び職員の再就職状況を勘案して退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講じるものとされたことから、国の規定に準じて新規に条例を制定するものでございます。

適正な退職管理の根底にある大きな目的は、いわゆる天下りの規制と官民の委託防止であるとともに、公務員の再就職に関する透明性を高めることで住民の信頼確保に資することであると言えます。この目的の達成のために必要な措置について、地方公務員法の規定を補う形で条例に位置づけているもので、大きくは二つございます。

まず、第3条が元職員による働きかけを禁止しているものでございます。ここでは、地方公務員法で明文化される原則離職前5年間の職務についての働きかけ禁止について、課長級以上の管理監督者については、離職日の5年前に課長級以上の職についていた場合についても、営利企業等に再就職した際に就職した営利企業等と在籍していた地方公共団体との間で締結され

る契約や就職した営利企業等に対する処分に関する事務など、過去のみずからの職務に属する契約等事務に関して、在籍していた地方公共団体の現職職員に対して離職後2年間職務上の行為をする、またはしないように働きかけることを禁止しているものでございます。

次に、第4条が再就職情報の届け出を義務づけているものでございます。

課長級以上の職についていた元職員が、離職後2年の間に営利企業等の地位についていた場合には、規則で定める場合を除き、速やかに離職した職等の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない旨を規定しているものでございます。

以上、摂津市職員の退職管理に関する条例制定の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 それでは、退職管理の条例についての質問をしたいと思います。先ほどの補足説明で働きかけの禁止と再就職の報告についてはわかりましたが、これについて、この条例反した場合の罰則等々などは規則運用等で決めるというふうにお聞きしております。その中身について、再就職に対する報告なんですけども、指導とかいうことができるのかどうか、催促というか、規則運用についてお聞かせいただきたいと思っております。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 そうしましたら、山崎委員のご質問にご答弁申し上げます。

罰則規定についてでございますが、届け出義務の部分についての罰則規定は基本的にはございません。

働きかけの禁止等の部分についての罰則規定につきましては、基本的に地方公務員法の中に罰則規定が位置づけられておりますので、それに基づくこととしております。近隣各市も同じように、この条例を新規で制定するわけなんですけれども、その中で規則で地方公務員法にうたわれておる罰則規定を規則上で明文化することについては、各市ともいろいろ情報のやりとりをしたんですけれども、基本的に規則での位置づけはしない。それは正直申し上げまして、想定というものが、なかなか基礎自治体の場合は、国のように恐らく想定されるケースがほとんどないということが想定されますし、地方公務員法ではきちり規定されておりますので、その部分での運用が十分可能であるということで、規則上では罰則規定を設けていないということでございます。

運用上の指導といいますか、そのあたりのところのご質問だったと思うんですけども、条例、規則を定めることで、そのあたりは、職員が退職をした後に、そういう就職が想定されるようなケースについては、この条例の趣旨等をきちりと説明して、きちりとした運用を図っていききたいというふうには考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 では、罰則規定、規則にはないということで、公務員法上の罰則というのがどういったものなのかをお聞かせいただければと思っております。

それと、ほとんど地方自治体ではこれに反するということがないであろうという話もありましたけど、もしあるとするならば、どういう事象なのかというのを考えられるというのがあれば、教えていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 地方公務員法上にうたわれております罰則規定につきましては、働きかけ等についての違反があった場合については、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金ということになっております。事例が恐らく少ないというふうに申し上げたんですけれども、あるとすればといいますか、この条例に基づく働きかけの禁止のケースに該当するようなケースですけれども、本市のいろんな工事であったり、請負の部分であったりということで契約をする相手方の企業等に本市を退職して、そこの企業に就職するということになると思うんですけれども、これは私見ですけれども、恐らくそういうケースというのは、なかなか想定しにくいのかなというふうには考えております。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第26号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、これについても一つだけお聞かせ願います。

議案第26号も先ほど審査をしました議案第21号も、昨年4月の地方公務員法の改正、そのために人事評価というのも導入が進んでいるということは聞いております。2年間の間があって、いつもぎりぎりになって改正されるわけですけれども、人事評価に変わるということがうたわれてきておりまして、人事評価というのは、我々は評価で給料にも反映するという話も既にやられてるわけですけれども、どうか

とは思いますが、国のほうは、この人事評価については、これまでの勤務評定では評価項目が明らかでなくて、上司からの一方的な人事管理で活用されないというふうな指摘の中での変更だったと思うんですけれども、人事評価における分限処分といいますか、そういったものが厳しくなるというか、これは勤務時間、休暇等に関する条例ということですので、管理ですね。時間管理のほうも厳しくなるというか、管理を強めるということになるのかどうか。この文言のプラスアルファだけというか、追加だけであるならば、余りそういうことにはならないのかなと思ったりしておりますけれども、管理が評価されるというか、そういう話になるのかどうだけ、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 そうしましたら、本条例にかかわるご質問にご答弁申し上げます。

本条例の改正の部分につきましては、基本的に地方公務員法の改正に伴う文言の整理であったりということですので、基本的に勤務時間云々のところが厳しくなるであったり、若干その勤務時間の考え方が変わったりということは、基本的には一切ございません。

人事評価の部分につきましても、あくまでの人事評価、業務の執行に当たって発揮した能力であったり業績ということですから、分限処分の部分とは基本的には別の観点で運用をする。ただ、大阪市の事例でもありますように、全く関係がないのかというと、そうではないかもしれませんが、基本的には、また視点が違うということで、我々としても考えております。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

暫時休憩します。

（午後1時8分 休憩）

（午後1時9分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 市長に来ていただいたのは、前回の、私の代表質問の中で、このことに対して質問したわけですけど、さまざまな財政的な今状況で、非常に予断を許さないというようなことを基本方針の中に書かれながら、こういう特別職、一般職も含めてですけど、人事院勧告といえども、給料、報酬を上げるのはいかがなものかということを質問させていただきました。

最初に市長就任のときには、非常に逼迫した財政、今よりまだまだ悪い状況やったんで、そういう形でしてきたけど、今やることはパフォーマンスということで、あなたのご答弁されたと思うんですけど、例えば、おおさか維新の会は、いろんなことで身を切る、まずは市民、国民のためにいろんな点でさまざまな制度の見直しをして、やっぱり我慢してもらわなあかんことはしてもらわなあかんやないかという方針で、その中で、まずは議員なり、それから、おおさか維新の会に所属するさまざまな会派の議員がたくさんおられますけど、その中で、まずは自分らの身を切ることが必要じゃないかというふうな方針が、あなたが言う論法で言うと、そういうことはパフォーマンスなんかなということをおあなた

の口からもう一遍確認したいなと思って、まずそれを答弁いただきたいと思います。

○三好義治委員長 森山市長。

○森山市長 ただいま渡辺委員から人事院勧告等々の特別職の勧告についてのご質問だと思いますけれども、公務員も、我々も特別職、一般職も含めて報酬問題等々考えるときに、そのときの社会情勢、財政状況等々をですね、やっぱりこれを勘案するといいますか、常にそれを見ながらということでございます。そういう意味で、この前、本会議で答弁いたしましたけれども、あの当時と今とは少し状況が私なりに違うんじゃないか。そういうことで、今回は人事院勧告については調整手当が非常に低いということで、市民の皆さんにご理解いただけるんじゃないかなと思って実施を決断をしたところでございます。

パフォーマンスの意味は、何か目立ってしまう、それだけ目立ってしまうんじゃないかなと。でも、委員から代表質問のときにご指摘をいただいて、私は特別職だけでもそういう姿勢であったほうがよかったんかなと、そういう思いは思っております。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 パフォーマンスということ、私も辞書で引いてみた。ほんなら、大げさな表情をして、大げさな表現をしながら、マスコミ等意識を引くという、揶揄的な言葉で使われることが多いんですけど、そういう意味で、あなたはパフォーマンスという言葉が使われた。おおさか維新の会でやってる全てのことは、ほんならパフォーマンスになってしまうわけです、そういうことになったら、身を切る改革ということがパフォーマンスになってしまうわけです。

例えば、私の後輩の枚方の伏見市長は、

退職金を全額返納というか、受け取らない。そして、給与の20%をカットするという、それもパフォーマンスになるのか。でも、あなたの表現の仕方からしたら、それもパフォーマンスでしょう。ほんなら、あなた言わせてもらいますけど、あなたが例えば子どものいじめ110番とか、それから自転車安全利用倫理条例、それから歩きスマホ対策、さまざま点でいろんな施策やったけど、あれはパフォーマンス違うんですか。あれっきり何の説明もないし、何の結果説明もない。自分がパフォーマンスやっとして、こういう形で真剣に政治に取り組んで、市民、国民の痛みを痛みとしてみずからの身を削ろうという気でやっとする我々のことが全てそれがパフォーマンスなんです。性根入れてもう一遍ご答弁いただきたいと思います。

○三好義治委員長 森山市長。

○森山市長 おおさか維新の会がやっておられることについて、私はパフォーマンスだと思ってません。それぞれ、そのときそのとき大阪府、大阪市の社会情勢、財政事情等々を勘案して、そのときのリーダーがやっておられることについて、私は全く異論はないし、パフォーマンスとは思っていません。目立とうと思ってやっすることじゃないです。そんなことではないと思います。現実に議員定数の問題とか、かなり厳しく取り組んでこられることについて、そのことについてパフォーマンスということは全く思っていません。それぐらい大阪府も大阪市も危機的な状況に今財政等々あるという判断のとなさったことです。だから、全く私はそういうふうには、今回のことについては、私自身がそういうことになりはしないかなと思ったということをやったかもしれない。そやからそれを、

それでも特別職だけでも、我々三役だけでもやるべきではなかったかなと、そういう思いは持っております。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 これは、私が個人的に言うてるのと違って、これはおおさか維新の会が全体的に各地方自治体において取り組んどの施策なんです。そのことに対して、あなたに質問したことに対してパフォーマンスという答弁が返ってきたやないですか。そうじゃないですか。本会議でそれ言うたでしょう、あなた。そういう表現の仕方したわけですか、あなたは。

それと、今言うたように、そのような財政状況やなかったら、何で敬老金みたいな削るんですか。そうでしょう。まだまだ余裕があるみたいなことをご答弁されて、その答弁が非常に曖昧なんです。あの基本方針においては予断を許さない状況やと言いながら、それでこういうことするんですかと言ったら、いや、まだまだ余裕がありますという。敬老金のご高齢の方々の楽しみですよ、99歳はめったにいてはりませんやんか。そういう敬老金を逼迫した財政状況やから削るとか、話がもうむちゃくちゃやね、あなたが言うること。一体どういう状況なのか、もう一遍説明をお願いしますわ。

○三好義治委員長 森山市長。

○森山市長 分けて説明しますけれども、おおさか維新の会が大阪市の会議でやっことはることについては、パフォーマンスとは思っていません。私は、今回の人事院勧告については、摂津市の中において全体を考えた中で、私だけが目立つようなことになってはいけないのではないかなと、自分で勝手に考えたことを言ってるわけですし、だから、例えば枚方市が、そういうふう

やられることについて、それは私は市全体を考えてやられることですから、そのことに異論もないし、パフォーマンスでもないと思いますよ。私だけが、やろうとすること。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 あんたのこと言うとな違うで、条例のことを言っとる。

○三好義治委員長 森山市長。

○森山市長 いや、だから、それについて目立ってしまうことはよくないのではないかなと思ったということ言ってます。

ということですので、ご理解をいただきたいと。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 全く理解できないんですよ。私、あなたの個人の給与を下げろなんか言うたこと一遍もないですよ。条例に対して、おかしいん違うかと質問したわけでしょう。我々も含めて、三役も含めて、特別職の給与、そして一般職も、これも人勸、今の状況があのお基本方針見たら、そういう予断を許さないような状況の中で、そういうことを控えたらどうですかということで、あなたの個人のことを一遍でも言いましたか、私。そうでしょう、そのことは今言うたように、おおさか維新の会は個人的に市長をどうこうせいとか誰も言うてないですよ。そういうことに関して全般的なことを聞いたときに、あなたはパフォーマンスというご答弁をいただいたわけでしょう。言うところが訳わからんのです、あなたの言うところが。あなた個人をどうこう言うたことは一遍もない。そういうふうにあなたが思うてはるんやったら、もう今でもこれを取り下げてやったらいいんじゃないですか、それやったら。

どうですか、ご答弁いただけますか。

○三好義治委員長 市長。

○森山市長 あのとときの答弁は、条例については、人事院勧告に対する条例について、私は今の全体から見たら摂津市の職員等々、地域手当が非常に低過ぎると。そういう中において人事院勧告は今回は受け入れるというふうにお答えをした、条例全体についてね。ただ、その中で特別職も入ってますから、私の思いとして話をしたわけね、それは。個人的なことはね。だから条例全体については、この条例についてどうやねんというお話がありましたから、これについては近隣各市等々を比べて地域手当が低い、こんな段階で条例を人事院勧告を否定することはできないという思いを持ってるということになりますので、個人的にこんな思いも持ってましたと心情を打ち明けたということです。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 代表質問ですよ。代表質問やから、先ほどの前段のような一つの状況の答弁やったらまだ私は理解できる。パフォーマンスという言葉を入れたということ自体が、私は許されないんですよ。代表質問やから、あなたの個人的なことを聞いてるんと違うて、会派として述べたわけでしょう。この条例に対して、それを答えてくださいというたわけでしょう。誰もあなたの個人的なことを聞いてないはずや、何遍も言うようやけど。違いますか。だから、それがパフォーマンスという言葉が、これは許されへん。これは上と僕は相談したんやけど。そういう言葉をああいう代表質問の場で述べられるということは、やっぱりおおさか維新の会に対しての屈辱や、それは。だから、その点に関して、それと今言ったように、そういうふう思うんやったら、この条例取り下げなさいよ、それ

やったら。

○三好義治委員長 森山市長。

○森山市長 まことに、今言われたように、代表質問のときに個人的な思いを述べたということで、おしかりを受けたわけですが、パフォーマンスという言葉を使ったことについて、必要があれば、私は取り消しをさせていただきます。

それで、特別職についてそう思ってるんやったら、今からでも再考したらどうであるか。これは一遍また委員長のほうと相談をして、判断をしたいと思います。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 委員長、これどうなるんですかね。そういう形なんですけれども。委員長と相談してということですから、この条例自体をこのまま出すということやないわけですよ。

○三好義治委員長 まだ委員長は相談を受けてませんので。

○渡辺慎吾委員 だから、パフォーマンス発言を正式に陳謝してもらいたい。陳謝して、そういうことをやっぱりやたらに使うことやない。言いますけど、あなたのやっことはパフォーマンスや、はっきり言うて、いろんところで。他市でもやってないことをまず一番に摂津市でやれと言うて、広報に聞いたら、そんなこと言うてない。何のためにそれ一番最初にそういうことやらなあかんのですか。その意味合い何ですか。それはパフォーマンス以外の何物でもないでしょう。そういうことを言いながら、我々おおさか維新の会がきちっと熱意を持ってやろうというような政策に対してパフォーマンスという言葉が使われた。それも、代表質問で、党としての代表としてやったことに対してどういうことを言われたというあなたの軽率さ、それ

に対してきちっと正式に陳謝してくださいよ。どうですか。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後1時24分 休憩)

(午後1時25分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

森山市長に対して代表質問の答弁でもありましたけども、パフォーマンスということについては、市長みずから反省も促しているところでありますので、この点について、市長から正式にお願いを申し上げたいと思います。

森山市長。

○森山市長 今、委員長からご指摘をいただきましたが、代表質問のときに条例に関して、私個人の思いとはいえ、パフォーマンスという言葉を使いましたことについては陳謝をさせていただきます。おわびを申し上げたいと思います。

○三好義治委員長 委員長としても、正式に受けました。

渡辺委員、よろしいですか。

○渡辺慎吾委員 はい。

○三好義治委員長 では、ほかに。

野口委員。

○野口博委員 総務常任委員会の初日に、いわゆる第5次行革の問題と財政問題を含めて、いろいろ改めて議論させていただきました。その他の議案で、平成26年度、平成27年度の地公法の改正だとか、人勧だとかいろいろあって、後から議論しますが、いわゆる人勧については、いろいろありますから、それとして、僕らも一般職についてはどうこう言うことはしませんけども、この間の財政状況と行革を見たときに、いわゆる敬老金についていろいろ民生常任委員会で議論されておりますけども、やっぱり現時点で立ちどまれるなら

立ちどまっていたいただきたいという気はします。

それで、細かい質問は別にして、委員長、できれば、今、渡辺委員のほうも継続審査の話も出たので、採決の仕方についても、後から議論していただきたいと思います。

それで、議案第28号は、特別職、市議会議員の期末手当分であります。細かい数字をまず言っていただきたいと思うんですけども、全体でいくらになりますか。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後1時28分 休憩)

(午後1時31分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

大橋参事。

○大橋市長公室参事 答弁させていただきます。

特別職及び議員の今回の条例の提案の増額分については、両方で160万円程度ということになっております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 市長もおいでなので、さっきの議論の延長になりますけども、やっぱりこの間の議論の延長線上含めて、これだけのものを削ろうとしているわけですから、いわゆる人勸は尊重を当然しますけども、少なくとも、やっぱり特別職とか議員はどうあるべきかというところが大事だと思いますので、改めて市長の受けとめ方をお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 森山市長。

○森山市長 先ほども申しあげましたように、特別職、特に三役については、委員長とご相談申しあげて、すぐ対応したいと思います。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後1時32分 休憩)

(午後1時33分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

森山市長。

○森山市長 委員長のほうからこのまま審査続行というお言葉をいただきました。それに従いまして、結論を待ちたいと思います。

○三好義治委員長 あとは、我々委員としてどう判断していくか、委員会運営を進めていきたいと思います。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 議案第28号については、本日の質疑はこの程度にとどめます。

次に、議案第29号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

乾市長公室長。

○乾市長公室長 議案第29号一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市水道企業職員の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

このたびの、一部改正は、平成28年4月1日から施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律への対応と、平成26年及び平成27年の人事院勧告に対応するためのものがございます。

本会議でもご説明申しあげましたが、本改正条例は大きく3つの条文からなっております。ただし、第3条については、水道企業職員に係る条例でございますので、建設常任委員会での審議となりますことから、第1条と第2条について、それぞれに記載のある内容の主立ったものについて、補足的にご説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、平成27年人事院勧告において示された若年層を

中心とした給料表の平均0.4%の引き上げと勤勉手当の支給月数の0.1月分の引き上げに対応するものでございます。

平均0.4%の引き上げは、民間給与との比較を見た国における平均となり、本市職員換算では、平均で0.15%となり、給料表では1級から3級の主事、主事補等の係員が該当するため、任期付職員、再任用職員を含め、当該給料表を改めているものでございます。

また、勤勉手当の支給月数の引き上げについては、12月の勤勉手当の支給月数について、引き上げているものでございます。

なお、議案14ページ以降の附則において、平成27年4月1日から適用する旨を規定いたしております。

次に、第2条でございます。

第2条は、平成28年4月1日から施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律で示された等級別基準職務表を位置づけることと、平成26年人事院勧告において給与制度の総合的見直しと示された給料表の平均2%の引き下げ、さらに管理職員特別勤務手当の明確化に対応するものでございます。

このたびの地方公務員法の改正は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が大きな柱であり、その一つの項目として、職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなければならないとする職務給の原則を徹底するため、地方公共団体は給与条例で等級別基準職務表を定め、等級別に職務ごとの職員数を公表する旨が明記されたことに伴い、議案の12ページにございますように、別表第2として、等級別基準職務表を位置づけるものでございます。

また、任期付職員についても、13ページのとおり位置づけるものでございます。

また、平成26年人事院勧告におきましては、地域の民間給与水準を踏まえ、平均で2%の給与水準の引き下げが示されました。本市職員換算で1.34%の引き下げとなり、新たな給料表を任期付職員は議案の5ページに、その他の職員は議案の7ページ以降に別表第1として示しておりますが、経過措置として減給保障の考え方が適用されており、実質的な影響は平成30年4月からとなります。

さらに、新たな手当として、管理職員特別勤務手当を位置づけております。本手当についても、人事院勧告で原則的に時間外勤務手当等の支給のない管理、監督職員の勤務実態に考慮した形で、適切な手当の支給の徹底が示されたことに対応するものでございます。

管理職手当が支給されている課長代理から部長級の管理監督者について、選挙事務や災害への対処、その他臨時緊急の必要により勤務をした場合を想定し、土、日、祝日等の勤務と平日の0時から5時までの勤務について、1時間以上の勤務で管理職員特別勤務手当を支給することとし、その上限額を定めているものでございます。

なお、議案14ページ以降の附則において、平成28年4月1日から適用する旨を規定いたしております。

以上、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 大体、毎年人勧を受けて、職員の給与等々含めていろいろ議案が出てきてますけども、今回、平成26年度の人勧と平成27年の人勧あわせて、減らし

たり、ふやしたりということで、ボーナス含めて出ているわけでありまして、例えば、管理職の特別勤務手当というのが、災害だとか緊急の場合に深夜の0時から5時とか、土曜日、日曜日の昼間ですね。出勤した場合に、そういう手当が創設されて、いろいろあるかと思うんですけども、例えば、議案第31号の退職手当に関する問題でも、平成26年度に人勸を受けて、給料については、平成30年から減らしますけれども、この間、退職する方については、減った分で計算するというところから、こういう条例ができて、若干補填するとか、いろんな絡みがありますけれども、全体像をわかりやすく説明をしていただければ助かりますけれども。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 議案第29号にかかわります、平成26年と平成27年の人事院勧告の全体像ということのお問いでございまして、平成26年の人事院勧告は、官民給与の比較をして、民に合わすという形で勧告がされるわけなんですけれども、平均で0.39%の給料の引き上げに加えまして、賞与が0.15月分の引き上げというものがございました。これ両方とも既に議決をいただきまして、改定が昨年行われております。そのときに、給与制度の総合的見直しというものが同時に実施をされております、平成26年の人勸の中で。これは、全ての地域を見て、民間との比較をしたときに、民間に比して高い部分がある。これは主に地方になるんですけども、その部分を是正するために、全体、なべて2%引き下げるということを実施をしております。その際に地方でない主に首都圏等の民間の給与の高いところについては、それも一緒に下げってしまうこ

とになりますので、その部分については地域手当の率を上げることで、それを補うというような考え方の中で、平成26年の人勸が実施をされております。

そのときに、本市の場合は、地域手当6%が据え置きという結果になっております。そういうことがある中で、この6%据え置きで、他市でいいますと、豊中市であったり、高槻市であったりというのは、そのときに、もともとうちと開きがあった地域手当がさらに率が高くなっているという現状がございました。そんなようなこともございまして、ますます我々摂津市との格差ができるということもございまして、この2%の部分については、組合ともいろいろ継続して協議をする中で、一定慎重に進めてきた経過がございまして。結果として、このタイミングで計上をさせていただいているんですけども、平成27年の人勸のほうにつきましては、これはもう単純に官民の比較の中で民が景気の動向を反映する中で、若干、民間の給料が上がってるということで、平成27年も平成26年に引き続き0.4%の給料の引き上げと、0.1月分の賞与の引き上げというものが、平成27年の人勸で行われたという経過でございまして。ですから、平成26年の人勸の中で給与制度の総合的見直しが残ってございました部分を、平成27年の人勸の部分とあわせて今回上程をさせていただいているということでございまして。

○三好義治委員長 特別勤務手当も答弁をお願いします。

大橋参事。

○大橋市長公室参事 管理職員特別勤務手当につきましては、平成26年の人事院勧告の中で明確化するようにということ。国のほうは既にごございましたし、都道府県

でもほとんどのところが既にこういう制度を設けておりました、市町村の一部でまだきっちりと条例化できていないところがございましたので、そういうところに対して、きちんと明確化するようにということの部分が、平成26年度の人勧の中でございました。それに対応する形で今回上程させていただいているということでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 これまで公務員の給与と民間の給与の問題について、いろいろ摂津市の働く皆さんの平均所得が下がってる問題とかを言ってきました。

以前、資料をいただきましたけども、したら、例えば摂津市の各役職の方々ごとに10年間の数字を見た場合に、どういふふうに減ってきているのかというのを改めて聞いておきたいと思うんです。部長級の方とか次長級とか、ずっといきまして係員とか、資料はいただいておりますけども、この平成17年から平成27年、10年間でどう変化したのかということとあわせて教えていただきたいと思います。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 平成17年からの推移と給料の推移ということで、ご答弁申し上げます。

平成17年以降、人事院勧告で給与の引き下げ、賞与の引き下げというものもございまして、平成26年、平成27年引き上げになって、平成26年は7年振りかぐらいで引き上げということになってるんですけども、そういったこともございまして、平成17年、平成27年を単純に比較しますと、年収ベースで相当な額が減額になっているということなんですけれども、単純に比較するというのが難しいんです

けど、管理職手当の違いであったり、年齢をきちんと対比させて、同年齢で比較するというのは難しいので、若干誤差といいますが、その部分はあるということはお理解をいただきたいと思っておりますけれども、部長級職員でこの10年間で平均の年収ベースで約47万円ほどの減額、次長級で約30万円、課長級で76万5,000円ほどですね。課長代理級で79万5,000円、係長が85万3,000円、全職員平均で130万円程度、この10年間で減額になっているということでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 これまで、いろいろ人勧の年度年度の状況を見て、いわゆる公務員も民間も負のスパイラルで、どんどんどんどん下がっていくと。物を買う力が下がっていくということの指摘をしてきましたけれども、今答弁があったように、10年間でごっつい減ってます。働く皆さんも民間の方も70数万円減ってますし、平均の所得金額も何回も言ってますけども、290万円そこそこで、下から数えて数番目という状況ですので、そういう中で、いろいろ行政としての課題もあるわけでありまして、やっぱり最低人勧は受けて、きちんとして、それも一応気持ちの上でのプラスにさせていただいて、この職員として頑張ってくださいということが大事だと思いますので、その点よろしく願いしておきます。

○三好義治委員長 ほか、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第30号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第31号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 一応、確認しておきます。

表がありますけども、第1号区分の部長級からということで、各ランクがあります。部長級でいきますと、5万円を6万5,000円にと。先ほど触れましたけども、平成26年の人勸に伴う、いわゆる退職金の計算からして、それも補填する意味合いもあるかと思えますけども、例えば部長級だとか次長級だとか、最高で5年と思えますけども、例えば部長級でいきますと、5万円を6万5,000円ですから、1万5,000円プラスと。掛ける60をしますと、90万円ふえますと。平成28年4月から平成30年の3月末にやめた方については、それだけ本来のこの土台の退職金プラスアルファでこれだけふえますという理解でいいのかどうか、教えてください。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 ご答弁申し上げます。

先ほど、平成26年度の人勸で給与総合見直し2%ダウンというお話をさせていただきました。その2%ダウンをした後、給料表が本給ということになりますので、退職金の計算については、毎月の給料は平成30年の3月まで現給保障がされますけれども、退職金の計算については、新しい本給で計算をされますので、その2%下がった本給での計算後に、今、野口委員がおっしゃった部分だけが増額されるとい

うことになります。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 それぞれ掛ける月数ですね。これは5年以上その役職についたとしても、5年で計算するのかどうか。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 役職期間が長きにわたっても、限度として60月ということになっております。

○三好義治委員長 よろしいですか。ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第32号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時52分 休憩)

(午後2時 1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第16条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は議案第1号所管分について、可決すべきものと裁決します。

よって、本件は可決すべきものと決定し

ました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号につきましては、委員全員の賛成をもって、会期中の継続審査といたします。

議案第29号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第31号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第32号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第16条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決しま

す。

委員長は議案第33号について、可決すべきものと裁決します。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第47号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後2時5分 休憩)

(午後2時6分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

平成28年度委員会行政視察を実施することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

次に、視察事項、視察先、視察日程等について協議いただきます。

視察市について皆さん方の案があればお聞かせください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 それでは、委員長として、いろいろ検討した案を今から提示させていただきます。

本委員会につきましては、去年は台風の関係で中止もさせていただきました。去年

は福岡県の糸島市と佐賀県の武雄市でありました。継続して行こうと思っていたら、1市がそのテーマを今はやってないというような取り扱いになりましたので、これとは別に、去年の決算委員会後にそれぞれ各委員の皆さん方からもご提案ありました鬼怒川の常総市という案もありましたけれども、あそこは受け入れを今されてないということの中で、委員長としては、今委員会で質問もありました「市の魅力発信について」という提案と、もう一つは、「防災のまちづくりについて」ということをテーマとしていきたいというふうに思っております。

視察場所につきましては、そのテーマとしましては、埼玉県の戸田市、「市の魅力発信による住民誘致について」それから、東京都国分寺市「地域における防災まちづくりの推進について」この2市で決定したいと思いますが、どうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 では、この2市で決定をさせていただきます。

日程につきましては、5月ということの中で事前に皆さん方に打診をさせていただきました。

日程につきましては、5月17日から5月18日で行政視察を実行することにつきまして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 ちなみに、戸田市は人口13万人、先ほど申しあげましたように「市外の若い世代に向けたシティセールス」として、戸田市が転入にご尽力されてると。

それから、国分寺市につきましては、人口約12万人、地震や市内を流れる野川による水害への対策、こういったことに取り

組んでおります。防災のまちづくり学校の設置とか、市民防災推進員の創設とか、先進的な取り組みもやられてますので、こういったところを視察させていただきたいというふうに思います。

暫時休憩します。

(午後 2 時 1 0 分 休憩)

(午後 2 時 1 1 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

それでは、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、閉会中に調査することが図られます。本委員会の所管事項については、行財政運営について、防災行政について、人権行政について、消防行政についてを平成 28 年度末まで閉会中に調査することにいたしたくと思いますが、異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、本委員会を散会します。

(午後 2 時 1 2 分 散会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 福 住 礼 子